

あしたの隣保館検討委員会

報 告 書

2007（平成19）年 1月

あしたの隣保館検討委員会

# 目 次

---

□はじめに	3
1. 検討委員会設置の趣旨	3
2. 主な検討項目と日程等	4
3. 隣保館をとりまく社会状況の変化	5
(1) 各種実態調査からみえてくるもの	5
(2) 懸念される事態の進行	5
(3) 今の隣保館に求められる運営上の課題	6
※ ソーシャルインクルージョンを推進する隣保館・全隣協活動の展開	7
4. 諮問事項1 ー隣保館活動の活性化のためにー	8
(1) 地域の実態把握の工夫を全国の隣保館で【考え、発見する隣保館】	8
(2) 関係諸機関・団体との連携事業の活性化【つながる隣保館】	10
(3) 地域の自主活動の支援とコミュニティーづくり【支える隣保館】	11
(4) 積極的な館事業の情報発信と交流を【多様性のある隣保館】	12
(5) 新たな「公」による隣保館運営の検討と具体化【新たな隣保館】	13
5. 諮問事項2 ーナショナルセンターとしての全隣協の役割ー	15
(1) 情報ネットワークを通じた館運営の交流や悩みへの対応	15
(2) 研修事業の再編・強化ー研修組織運営の見直しの必要性	16
(3) 隣保館事業の広域的な還元ー(仮)「隣保館事業士」認定研修の実施	17
(4) 全隣協の法人化についての検討	18
□おわりに	22
□参考資料	23

---

# あしたの隣保館検討委員会 報告書

## はじめに

本検討委員会は、隣保館活動や全隣協組織運営の現状を踏まえ、全隣協の組織内だけではなく外部からの率直な意見も受けることとし、隣保館活動の活性化への方途と、それを進めるための全隣協活動の今後のあり方について検討することを目的に設置されました。

参加した委員は、同和行政への逆風が吹く中での限られた期間でありましたが、隣保館活動の現状を直視しながら、あしたの隣保館像を求めて熱心な論議をすると共に、今後の人権行政の中で隣保館が果たす役割について、夢を語り、そしてその具体化のための第一歩を提起するために知恵を絞り合いました。

全国の隣保館の活動内容は、置かれている状況やさまざまな要因によって千差万別であり、マニュアルを提起することで問題が解決するものでもなく、各館においては、これらの報告の方向性の柱を基本として、地域の特色を活かす創意工夫や多様性を発揮しながら、是非具体化してほしい提起であることを理解していただきたいと思います。

隣保館活動を取り巻く現実には、人員や予算の削減が確実に進行しており、それに伴う事業の後退を危惧するところではありますが、そのことをいくら愚痴ってもぼやいても問題の解決にはなりません。館活動への協働の仲間を増やしていくために、どのように工夫をしていくか、そのために今の館活動から一歩をどのように踏み出すかを、この報告内容を基に検討・議論していただきたいと思います。

本報告内容は、全隣協組織内部（ブロック別学習会等）で広く検討・論議されることになっており、全国の隣保館職員の熱意と努力そして勇気によって、これからの隣保館活動が広く【福祉と人権のまちづくり】の拠点施設として、地域社会に受け入れられ、差別の撤廃と人権の確立に向けた日本の人権政策を創造することにつながることを期待する次第であります。

## 1. 検討委員会設置の趣旨

1971年（昭和46）2月に全隣協が結成され、本年で36年目を迎えます。この間、同和問題の完全解決をはじめ、「福祉と人権のまちづくり」に向けた全隣協の取組は、内外ともに一定の評価を得るとともに、今後さらなる飛躍が期待されているところでもあります。

一方、「特別法」失効に相前後して、市町村合併や三位一体の改革の推進、公的施設の指定管理者制度の導入をはじめ、行政改革の急激な流れは今後の隣保館活動や全隣協組織そのものを左右しかねない状況に至っていると言えます。

この難局を乗り越え展望を見出すには、特別対策時代を前提とした隣保館活動や全隣協の組織運営から新たなスタートを切り、現状を直視し中長期の展望を射程に入れた今後のあり方を検討していくことが緊急の課題であります。

以上の認識に立ち、会長の私的諮問機関として、全隣協関係者をはじめ隣保館行政に深く関わりのある各界から検討委員を招聘し、「あしたの隣保館検討委員会」を設置しました。

<検討の内容>

資料①

【主要検討課題】

- 隣保館活動の活性化に向けた諸方策
- 隣保館活動のナショナルセンターとしての全隣協の役割（法人化の是非）

【関連検討課題】

- 財政基盤安定の諸方策
- 全隣協主催、厚労省・関係府県後援の研修システムの再構築
- 指定管理者制度の具体的方策 など

## 2. 主な検討項目と日程等

本検討委員会は、上記の<趣旨><検討課題>に応えるべく、次のような検討内容と外部委員からのプレゼンテーションを受けながら、検討を進めました。

<内容>

- ① 今日の隣保館を取り巻く状況
- ② 今後のめざすべき方向と現場での課題
- ③ 全隣協をはじめ関係機関・団体等のこれからの隣保館運営への対応
- ④ 全隣協の今後の役割・任務とその具体策の検討
  - ・全国ネットワーク、全隣協の法人化について
  - ・研修のあり方
  - ・厚生行政と隣保館、地域・地方の人権同和行政
  - ・人権啓発センターと隣保館活動

<日程>

	開催期日	開催場所
第1回	2006年 8月 3日(木)	東京都：財団法人人権教育啓発推進センター
第2回	2006年 9月 6日(水)	東京都：財団法人人権教育啓発推進センター
第3回	2006年 10月 17日(火)	大阪府：大阪市立日之出人権文化センター
第4回	2006年 11月 27日(月)	大阪府：大阪市立日之出人権文化センター
第5回	2006年 12月 22日(金)	東京都：財団法人人権教育啓発推進センター

## <外部委員からの問題提起>

- ①隣保館と指定管理者制度  
\* 中川幾郎委員／帝塚山大学大学院法政策研究科教授
- ②人権・同和行政推進の今後について「ソーシャルインクルージョンと人権政策」  
\* 水口好久委員／人権文化を育てる会事務局長
- ③人権啓発の視点から全隣協への期待  
\* 佐藤誠委員／(財)人権教育啓発推進センター業務課長 (ゲストスピーカー)
- ④隣保館の評価システムと、これからの隣保館  
\* 大北規句雄委員／部落解放同盟中央本部中央生活対策委員
- ⑤県行政からの今後の隣保館のあり方  
\* 中川利雄委員／奈良県人権施策課長 (全国人権同和行政促進協議会)

各委員からの提起は、それぞれの所属組織の問題意識や現状認識に違いはあるものの、隣保館の現状についての厳しい意見や、今後の方向性として参考にすべき事柄を含んだ多様な提起を受けることが出来ました。今後の隣保館事業や全隣協活動を展開する上で、引き続き連携を深めて協働の取組を具体化するようにしたいと考えます。

なお、報告の概要については、全隣協のホームページに掲載しておりますので参照してください。また、後日になりますが、報告の詳細については冊子として各館に配布を予定しています。

## 3. 隣保館をとりまく社会状況の大きな変化

### (1) 各種実態調査から見えてくるもの

あしたの隣保館像を考えるためにも、隣保館の全国的な状況についての把握が必要とされるところであります。このことについては、厚生労働省が2004(平成16)年3月に「隣保館運営実態調査」と「隣保館運営実態調査行政データ」の調査報告を行っているのと、全隣協が行なった「全国隣保館実態調査」の報告書並びに提言を2005(平成17)年7月に出しているのを参照してください。また、市町村合併と隣保館事業の関係については「市町村合併等アンケート調査」の報告書を2006(平成18)年9月に全隣協で発行しています。 資料②

なお、全隣協の第36回総会文書の事業計画(2006年5月24日開催)の中で、隣保館を取りまく状況を詳しく記載しておりますので、再度確認してください。

資料③

### (2) 懸念される事態の進行

本検討委員会で、委員から特に問題提起された事案の中で、全隣協各ブロックが把握し、また、一部の自治体で具体的に導入され館の管理運営上懸念される事態として、次のような状況が強まってきています。

### ①館運営への対応

- ・ 指定管理者制度の導入実施や導入への検討
- ・ 隣保館の廃止(首長の姿勢)や設置目的の変更(公民館への転換など)
- ・ 一般的な人権施設への移行(同和行政の後退と人権啓発の抽象的取組)

### ②職員配置をめぐる動向

- ・ 施設の統廃合にともなう職員の集中配置体制への移行
- ・ 館長の囑託化など、非正規職員への移行とその増加

### ③財政面等での状況

- ・ 公設置公営の継続と財源確保の不安定（補助金の今後の動向）
- ・ 事業費の削減
- ・ 研修機会の削減（旅費の削減）

そして、特に飛鳥会問題以降の同和行政に関わる一連の事件の影響は、今後の隣保館運営においても少なからず波及してくるとの共通認識となりました。

## (3) 今の隣保館に求められる運営上の課題

### ①事業の見直しが求められるもの

- ・ 館の取組のマンネリ化(前例踏襲での事業消化)
- ・ 市民のニーズ収集の必要性
- ・ 地域に密着したサポート(支援)体制の必要性が再浮上
- ・ 実態把握の必要性
- ・ 職員の意識変革、資質の向上

### ②今後の取組に求められるもの(全隣協としても)

- ・ 隣保館の評価を住民ができるように(事業評価システム)
- ・ 隣保館の新たなイメージの創造（新隣保館の事業創造）
- ・ 情報の共有化(全国の隣保館の取組、講師の選定など)
- ・ ソーシャルインクルージョンの地域版の具体化
- ・ 指定管理者制度と隣保館事業の整理
- ・ 人材育成(地域コミュニティ活動と交流促進を担う)
- ・ 少数点在地域での隣保館活動への支援

### ③県隣協や全隣協ブロック活動での懸案事項

- ・ 事務局体制の確立
- ・ 分担金や研修費用の精査
- ・ ブロック研修会のあり方
- ・ 設置市町村の隣保館事業の今後の方向性をまとめる必要性

以上が提起された主な事項です。これらのことは、従来も組織内や研修会で提言・指摘のあった事項ですが、改めて本委員会での意見集約においても課題となりました。これらは早急な対応策が求められている事案として、再確認が必要です。

さらに本検討委員会では、『これらの一連の状況は、これまでの隣保館事業をそのまま継続しようとする“守りの発想”ではまさに危機的な事態といえるが、この状況であるからこそ、これまでの活動のスタイルを打破するチャンスでもある。今こそ自由な発想で「あしたの隣保館」を考える土俵が作られてきていると受け止めて、大胆な事業の見直しと新しい発想で21世紀の隣保館の活動スタイルを構想する必要がある』ということが、強く訴えられました。

すなわち、このように新たな活動スタイルへの移行を提起することは、これまでの館活動を全面否定するものではなく、この30数年間の「特別法」時代に、部落差別の撤廃に向け隣保館が果たした大きな役割と成果を踏まえながら、他方で「地域限定」や「地域主導」で進められてきた運営手法を、「今日的な地域状況に合わせて変革を図る好機である」との提起であると理解していただきたいのです。

そして、隣保館の新しい航路を切り開く時に、参考となるチャート（海図）として、次のことを参考にしてください。

### ソーシャルインクルージョンを推進する隣保館・全隣協活動の展開

2000（平成12）年12月に出された「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」（旧厚生省社会・援護局）については、これまでも全隣協内での研修会等でその視点を学び、内々にはそれらの実践がこれまでの隣保館活動の中で実践されていたことを確認してきたが、まだまだ現場では十分に浸透したとはいえない状況にあります。

従来の社会福祉は主たる対象を「貧困」としていましたが、現代においては「心身の障害・不安」「社会的排除や摩擦」「社会的孤立や孤独」といった問題が重複・複合化しており、こうした新しい座標軸にあわせて検討することが必要とされ、そのために【社会福祉の基礎構造改革】が進められ、地域福祉計画づくりが提唱されています。

そこでは、地域福祉の取組による地域社会における「つながり」の再構築がめざされており、この視点こそ、今後の隣保館について構想する際に新しい発想で大胆に対応していくことになり、その実践においては、これまでの活動の蓄積がある隣保館だからこそ、新たに構築しやすいと考えられます。

詳しくは、**資料④**の炭谷氏の講演録で確認ください。とりわけ現場の隣保館や関係諸組織との連携においても、ソーシャルインクルージョンの視点を踏まえて対応することが重要であることを再確認しておきたいと思えます。

**資料④**

それでは、検討委員会での論議を踏まえて、諮問項目に対して今後の取組の方向性を紹介することにいたします。これからの隣保館活動の各レベルでの事業計画の中に組み入れ、具体化されることを希望します。

#### 4. 諮問事項 1 ー 隣保館活動の活性化のためにー

##### (1) 地域の実態把握の工夫を全国の隣保館で 【考え、発見する隣保館】

元来、隣保館とはどのようなものであったのでしょうか。隣保館の歴史を見ると、同和対策以前からセツツルメント事業などと呼ばれて、貧困問題や大規模災害などの社会的、地域的課題にその地域で共に問題解決に対応する活動として行われてきました。1965(昭和40)年の「同対審」答申では同和問題の解決に向けた地域のコミュニティーセンターとして、本格的設置が提起されました。

従って、その活動の原点としては、地域課題の把握ということであります。

##### ① 地域内外の共通の接点を見つける視点

今日、これまでの社会保障制度は大きな変革に直面しており、介護保険制度の見直しや、障害者自立支援法による「応益負担」の導入、生活保護制度の見直し、そして年金や医療など、セーフティーネットといわれてきた諸制度が大きく変わろうとしています。生活のさまざまな面での格差の拡大、そして自治体の財政状況等によって地域格差も大きく広がってきています。

これまでの隣保館では、このような状態がどのように地区住民に影響を及ぼし、そしてどのような対応が必要かを中心に議論を深めてきましたが、それらは同和対策特別措置に基づく発想の下に行ってきたものであります。今日、それだけでは特別対策を想起する対応になってしまい、「もっと苦しい人も地区外に居る」という提起との整合性が弱くなってしまいます。

今日の隣保館は、地区内はもとより、その他においても同様の社会的援護を必要とする人々との「共通の接点を見つけていく」「協働の対応を進める」という視点での事業展開が求められているのです。

そのことを通じて、地区内外の新しい関係づくりに取り組むことが可能となり、これまで隣保館が行なってきた総合相談窓口としてのノウハウが一層役立つことにもなると考えます。

##### ② 創意工夫で差別の現実を照射する実態把握を

隣保館の基本事業の1つとして「調査・研究事業」があり、それぞれの館活動においては地域の状況を把握しながら事業展開を行っていますが、その機能を組織的・体系的に発揮することで地域課題の発見に役立てる作業については、ごく限られている現状であります。

昨今、一部の行政書士等が戸籍などの不正取得をおこない、被差別部落出身であるかどうかを水面下で本人の知らない所で調査していることが明らかになりました。また、結婚等で被差別部落出身でないことを証明するために、戸籍を先方に提出している現実も存在しています。その背景には、地区内からの一定の経済力を持った人々が転出し、他方で、経済的に困窮している人々が地

区内に流入してくるといった、今日の同和地区における社会的経済的な人口流動があります。

隣保館がおこなう地域の生活実態の把握は、これまでの同和対策の効果測定的面と、「社会的な課題」を発見する取組や、関係諸機関とのネットワークを通じた新たな人権施策の提案など、今後の部落問題の解決に資する取組を検証する(人権侵害救済の法的措置も含めて)上でも、必要不可欠な課題であります。

近畿大学教授の奥田氏は、全隣協リーダー養成講座で、差別の現実をどのように認識するかについて、実態把握の重要性を指摘するとともに、『「量的調査」だけでなく、むしろ隣保館が創意工夫をして聞き取り調査や、更には色々なデータで差別の実態を明らかにする(例えば土地差別など)ことができないだろうか。このような視点で知恵を絞っていけば、差別の現実を浮き彫りにすることは十分可能ではないか』との提起や、「考える・発見する隣保館行政」への期待と、職員もそのような問題意識を持って物事に対応する視点や発想が大切であることを提起されています。資料⑤

勿論そのためにも、地域住民に信頼され、必要とされる隣保館(職員)になることが求められてきます。またそれなくして、隣保館の存在意義はないのではないのでしょうか。

### ③ 実態の把握による人権政策の提起(人権のまちづくり)の方向へ

相談活動を通じた地域課題「発見」の重要性が指摘されている中で、隣保館として相談待ちではなく、積極的に地域に出向き(アウトリーチ活動)、たった一人の課題であってもそれを重視するなど、課題の発見と生活自立支援に向けたアプローチが求められています。また、地域の人々が自らの手でまちづくりにおける課題の解決を果たすことができるよう、地域の人々が出会う機会をコーディネートするなどの「つなぐ機能」も必要となっています。

例えば、同和地区の高齢化率や一人暮らし高齢者比率の進捗状況は、周辺地域よりも一層進行している傾向があり、これらの地区の状況を地域社会の先行事例として捉えることができます。そして、周辺地域を含めた共通の対応策にどのように一般施策を活用したり、課題によっては関係機関との新たな協働の取組を人権擁護の視点から模索したりするなど、隣保館からの提起(仕掛け役)が必要となっています。

「特別法」が期限切れを迎えたことは、他面では同和対策「特別措置」の枠が取れたことでもあります。自由な発想の下で、地域社会における隣保館の役割として、例えば地域における福祉を通じたまちづくりをどのように進めるのかといった視点は、今全国で取組が進められている「地域福祉計画」づくりそのものであり、これまで隣保館が地区内で進めてきた取組の地域版でもあります。

隣保館が住民との対話を通じて、地域社会における部落問題や人権意識の変化、そして今日の新たな住民のつながりづくりの課題などを把握し、そのことを踏まえた住民による「福祉と人権のまちづくり」が求められているのです。

このような取組を進めるためにも、隣保館は主体的に地域データを把握することが求められます。

## 地域データづくりの一例

- ①人口構造
  - ・高齢者人口（高齢化率）
  - ・ひとり暮らし高齢者の状況
  - ・要支援世帯（母子・父子・高齢世帯・障害者）の把握
  - ・人口動態（5年から10年単位の人口変化）
- ②介護保険に関わって
  - ・要支援、要介護者人口把握
  - ・特定高齢者
- ③隣保館基本事業の実績と課題
  - ・相談事業の傾向(ここ数年間でどのような傾向があるのか)
  - ・関係機関との連携の記録
  - ・啓発・広報計画
  - ・講習講座事業の内容と実績（講演会等は講師名や、講演内容）
- ④地域福祉事業
  - ・民生委員等との情報交換と課題の共有化
  - ・ボランティア組織とのネットワーク状況
  - ・災害想定時の災害弱者の救済や支援策の検討
- ⑤地域の歴史の研究、史料収集

これらは、同和地区（旧同和対策事業対象地域）だけでなく、現在の隣保館の事業対象地域についても、館の方からさまざまなネットワークを通じてデータを把握することが必要であると言えます。どのようにして実態を把握するかを検討することを通じて、地域のつながりや、本当に必要なデータづくり（発見）がなされるものと考えます。

## (2) 関係諸機関・団体との連携事業の活性化 【つながる隣保館】

### ① 社会福祉協議会などとの事業面での連携の強化

今日では、福祉の課題が人権課題と不可分なものとなっていることを踏まえて、福祉の取組を通じて、地域社会の人権課題に対応する人々とのつながりをつくることが求められています。

それらの活動の拠点の一つとして積極的に活用されるよう、隣保館が社会福祉協議会や地域の福祉団体、NPOなどの自主的な団体との連携した事業展開が必要となっています。隣保館は地域密着型の施設であり、「呼び掛けを待つのではなく、地域の重要な一員として館の方から呼び掛けや取組の旗振り役を担う」連携の仕掛けづくりをするため、その職務への自覚とアンテナを高くした情報収集を積極的に進めることが肝要です。

### ② 地域包括支援センターとの情報交換

2006(平成18)年4月から、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャーが中心となって、介護保険

での要支援1・2の認定を受けた人の予防介護に関するマネジメントをする機関として、ほぼ中学校区単位に地域包括支援センターが設置され活動しています。

隣保館としては、校区や地域コミュニティで生活支援を要する高齢者、障害者、子ども、女性等との新たな関係づくりを図るため、この地域包括支援センターとの情報交換や連携を通じて対応することが必要です。

この場合にも、積極的に関係づくりをおこない、社会的援護を要する高齢者等にとって制度が素通りすることがないように、隣保館がイニシアチブを取りながら、関係各課との役割分担や連携をしていくという自覚と姿勢が必要となってきます。

### ③ 館運営委員会の設置と活性化

周辺地域を含めたより広範な隣保館の事業展開をおこなうためには、隣保館の運営委員会（又は運営協議会）等の組織化が重要となってきます。また、この組織の設置態様や開催状況も、全国的にはバラツキがあります。

館長の諮問機関として、多方面からの館運営への助言や協力を得るために、未設置の館では早急な組織化が求められています。また、周辺地域の関係諸団体や機関の参加を得た新しい組織構成により、隣保館が進める「福祉と人権のまちづくり」をめざして、情報交換と協働の場づくりとしての機能を持つ運営委員会としての活動が期待されています。そのためには、交流などを通じた機能全体の底上げも必要とされ、運営委員会メンバーの研修会への参加対象枠の拡大なども課題となっています。

## (3) **地域の自主活動の支援とコミュニティづくり** 【支える隣保館】

### ① 隣保館の自主性の確立を

これまでの館運営では、隣保館関係者はさまざまな地域実態に対して、行政責任を踏まえ地域の諸課題に積極的に対応してきました。しかし、一部の所では、ややもするとそのことが結果として当事者の主体性を「衰退」させ、隣保館が代行して取組を行ってきた側面も否めない状況を作り出してきました。

地域の自主的活動である解放運動との連携の重要性を理解しながらも、地域の運動団体との関係において、本来あるべき相互批判や緊張感が薄れ惰性に流されたり、地元団体が分立している場合には、運動団体関係のバランスを眺めることでしか対応できないような場面も存在したのではないのでしょうか。

今後の館運営において、これまでのような状況が続く限り、隣保館活動を主体的に行うことは困難と考えます。地域課題を踏まえ、その解決を共に担う活動づくり（協働のシステムづくり）に踏み出すことが、今後は一層重要になってくるのです。協働のシステムは、例えば継続的相談援助事業などでは、ケース会議等での情報の共有化と役割の分担をして事案に対処する中で、それぞれの機能にもとづいた活動と当事者の動きが出てくるものであり、最初から一定の形をつくれれば機能するというものでもありません。

## ② 開かれたコミュニティーセンターとして

隣保館の事業対象地域の規模（大規模な都市地域から少数点在地区を含む過疎地域など）や地域のまちづくり組織の存在の有無など、隣保館が取り組む地域環境は、非常に多種多様となっています。

また、「特別措置法」時代の事業展開の影響もあって、周辺地域住民に受け止められている隣保館のイメージは、「同和地区の施設である」といったものがまだまだ根強く存在しています。部落差別を撤廃するためには、地域社会における人々の関係性の変革が大きな課題であり、その意味においても隣保館活動を地域社会の中で新たに再構築することが全国の隣保館においても求められています。

隣保館が、福祉と人権のまちづくりをすすめる地域社会の諸団体との積極的な「つながりづくり」や活動の拠点として機能することによって、開かれた地域のコミュニティーセンターとしての役割や地域の自主活動の支援が果たされることになるのであり、そのためにも隣保館の運営指針として確認されることが必要です。

## ③ 隣保館が設置された願いや期待を再確認する

隣保館活動を検証するためにも、全国のすべての館で隣保館が設置された背景や歴史について再確認することが重要です。それぞれの歴史や原点を振り返る営みを通して、今後の隣保館の役割を明らかにする作業につなげていくことが求められています。

それぞれの隣保館の設置時期は異なりますが、例えば、設置に向けた諸取組や当時の願い、自治体の努力、そして歴代館長・職員の取組を「隣保館創立記念の日」などを設けて、今日の新たな社会状況の下で、館がどのような取組を必要とされているのかを共通理解する機会を持つようにしましょう。

そのためには、大阪で始まった館活動の自己評価システムの活用や、館活動への外部からの評価（地元は勿論、地区外の利用者からも）についても検討をおこなうことが要請されています。

## (4) **積極的な館事業の情報発信と交流を** 【多様性のある隣保館】

### ① 館だよりの定期発行と館活動のPR

現在、全国の8割ほどの隣保館で、館だよりの発行を行なっています。その配布状況は、同和地区内や周辺地域を含むもの、小学校区や中学校区を対象とするもの、そしてまた当該自治体全域など、館のさまざまな状況によってその発行形態（回数・部数・印刷様式など）は多様です。

隣保館活動についてより広い認識を得るためには、館だよりの発行や市町村広報誌での掲載など多種多様な情報発信が必要となっています。全隣協が実施している「全国館だよりコンテスト」の入賞作品等を参考に、一層の研鑽と館活動の積極的な情報発信を行ないましょう。

### ② 館活動や府県隣協の情報を、全隣協ホームページに掲載を

全隣協加盟館数は約970館で、全国の同和地区のおよそ2千数百地域に対

応していると考えられます。また、隣保館のない地域には「特別法」の期間中に約1800ヶ所の教育集会所が設置運営されてきました。

個々の隣保館の事業や府県隣協の事業について、全隣協が集約して、それらの情報を全隣協ホームページに掲載し交流すると共に、多くの人々に知ってもらうことが館活動への一層の認識につながるようになります。

これまでは、全隣協「情報誌」を通じての隣保館のイベントや地域の課題、そして、全国に提起したい同和問題をはじめとした人権に関する事柄などについても、組織内部だけに限られていました。今後は、全国の隣保館や職員が、全国の人々に向けて情報発信ができるよう、全隣協ホームページでのネットワークをつくっていくことが必要です。

具体的には、各館での講演会やイベント実施とその内容の紹介などや、地域視察をおこなったレポートの紹介、そしてまた地元の物産や文化活動の紹介なども掲載することができるのではないかと考えます。

なお、その方法や一定の基準づくりなどについては、別途検討が行なわれることが必要です。

### ③ 多様性を踏まえた隣保館活動を

公設置公営の管理運営の中で、隣保館活動が自治体業務として形式化されたものとなり、隣保館が本来持っている、地域のさまざまな要因を背景とした多様で柔軟な地域活動の拠点としての役割が、反面で硬直化してきたことも否めません。しかも、今日の自治体が直面している財政危機や三位一体改革の状況の下で、本来の問題解決に向けた多様性や創造性のある地域の営みに対して、公的施設であるという性格によって画一的な制度への移行などが提起され始めています。

隣保館とは、基本原則は確認しながらも、地域性や歴史性などを踏まえて、柔軟で多様な取組が求められる施設であり、本検討委員会においてもそのような違いが存在することを前提としており、隣保館活動がかくあるべきという「平均像」は存在しないし、求めるものではないと考えるところです。今日の隣保館を取り巻く社会の変化と、どのような活動が可能となっているかを積極的に論議することを奨励する環境づくりを要請します。

## (5) **新たな「公」による隣保館運営の検討と具体化** 【新たな隣保館】

### ① 新たな「公」の登場

隣保館の管理運営体制については、以前より「公設置公営」か「公設置民営」かについて、全隣協研修会などで論議が行われてきた歴史があります。それぞれに「同和問題の解決にとって」や「地域住民にとって」の館運営がどのように行なわれることが望ましいかに視点を当てた提起でありましたが、「公設置公営」が基本的なものとなり、同和問題の公的な責務を担って事業を展開することとなりました。

しかし、昨今では、公営で行うことに伴うマイナス面の指摘も多く出されるようになってきています。人事異動が短期になり、隣保館事業を十分に体得するまでに異動になってしまうこと。前例踏襲に陥り地域課題に対して新たな対

応ができていないのではないかといった状況。また、館事業の評価について「行政効率」の視点だけで行われており、設置目的そのものが曖昧化してきているのではないかという危惧等々であります。

そのような中で、旧厚生省社会・援護局から出された「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書（2000年12月）の中で、新たな公の創造の提起がなされています。

「\*新たな公」とは、

今日的な「つながり」の再構築を図り、全ての人々を孤立や孤独、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあう（ソーシャル・インクルージョン）ための社会福祉を模索する必要がある。このため公的制度の柔軟な対応を図り、地域社会での自発的支援の再構築が必要である。特に、地方公共団体にあつては、平成15年4月に施行となる社会福祉に基づく地域福祉計画の策定、運用に向けて、住民の幅広い参画を得て「支え合う社会」の実現を図ることが求められる。

さらに社会福祉協議会、自治会、NPO、生協・農協、ボランティアなど地域社会における様々な制度、機関・団体の連携・つながりづくりを築くことによって、新たな「公」を創造していくことが望まれよう。

（出展）平成12年12月8日厚生省社会・援護局「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書より抜粋

以上のような視点から、これからの隣保館事業については、関係諸団体が進めることができるような工夫や、隣保館とつながりを持った事業展開をしていくこと、特に隣保館がコーディネーターとしてその役割を果たすことが望まれていると言えます。

隣保館の現場からは、職員や事業予算が削減されてきている下では、上記の諸取組はとても不可能・困難であるという声が聞こえて来そうであることも、想像に難くありません。

しかしながら、「新たな公」の創造に向けて、例えば地域福祉計画について積極的な参画をしていくことや、まだ取組がなされていない所では、積極的な働きかけと共に、隣保館を核にしたコミュニティーレベルでの検討が必要とされている時期となっていることを理解していただきたいのです。

そのためにも、地域社会における課題の発見や、そのための新しいつながりづくりをするための研修事業については、全隣協はもとより、関係府県隣協においても早急に行なうことが必要とされているのです。

## ② 指定管理者制度について

地方自治法の改正に伴う公の施設への指定管理者制度の導入が、隣保館にも具体的に検討される状況となってきています。現状では、国の「補助要綱」で公設置公営を前提とした運営が補助対象となっているため、補助金を受けないで指定管理者制度に移行した自治体は、ごく一部に限定されています。しかし、この「補助要綱」の状況が変わるようなことがあるとすれば、多くの自治体が指定管理者制度を含む民間委託に移行することは、想像に難くありません。

そのような局面を迎えた時、同和問題の解決や人権課題を抱える人達に向け

た行政の責務について、どのように担っていくのかを明確にした「受け皿」づくりが求められることになってきます。

そのため、隣保館においても、地域の運営委員会や地元の「福祉と人権のまちづくり」を進める関係団体とともに、現時点からそのような「受け皿」にふさわしい組織の育成や組織づくりについて、協働関係の中で働きかけていくことが必要とされているのです。

このことについては、別冊『指定管理者制度と隣保館』（2007年5月発行予定）を参照ください。 資料⑥

## 5. 諮問事項2 ーナショナルセンターとしての全隣協の役割一

それでは、これからの隣保館事業を活性化するために、全隣協活動を具体的にどのように展開することが必要なのかについて、本検討委員会で出された意見を踏まえて報告とします。

### (1) 情報ネットワークを通じた館運営の交流や悩みへの対応

#### ① 多様な活動の現状を踏まえたネットワーク活動の強化

隣保館では、厚生労働省の「隣保館設置運営要綱」に基づき、基本事業を核に特別事業を取り入れて事業を行っています。また「広域隣保事業」を行っている教育集会所や児童館等は、100ヶ所ほど在るとみられています。

同和対策で設置運営されてきた施設（教育集会所や児童館、老人憩いの家、その他福祉関連施設等々）が、引き続き人権・同和問題の解決に向けた諸取組を継続出来るように、全隣協は情報ネットワークを組織化し情報提供していくことが求められています。

また、同和問題に直接関連していなくても、北海道におけるウタリ（アイヌ）対策において隣保事業として設置されてきた生活館や、人権のまちづくりを進める各地域の取組と隣保館の取組とをつなぎ、隣保館が標榜する「福祉と人権のまちづくり」のネットワーク化を図ることが、今日的課題になっているということです。

現状では、隣保館事業の情報発信が、組織内だけに留まっているとの指摘がある一方で、組織内においても、「個々の運営上の悩みを解決するために参考となる情報をもっと積極的に提供して欲しい」との希望も寄せられています。これまでも、各種研修会や「情報誌」による館活動の紹介なども行なわれてきていますが、それだけでは十分でないことがこれらの提起につながってきていると考えられます。

例えば、隣保館事業の歴史や、今どのような取組が行なわれているのか（規模別・課題別等）、今どのような課題を持っているのか等々、ホームページでの紹介と関係連携機関とのリンク等により、広く隣保館事業を情報提供する条件整備が必要であります。それとともに、メール機能による相談と意見の相互交換などを通じて、要望や期待に一層対応できるような関係機関とのネットワ

ークのあり方や、全隣協やブロックの役員・事務局活動の役割分担の再調整が求められます。

また、ホームページの更新においては、出来るだけ新しい内容の情報提供への対応を進めるとともに、「隣保館事業についてのQ&A」などの形で、組織外からの質問や問題提起を受けることも可能な整備が求められるため、検討が必要であります。  
(別紙1 全隣協ホームページの拡充)

## ② 人権啓発センターとの情報交換や活動交流の一層の推進

今日の人権教育・啓発の課題は、人権教育並びに人権啓発の推進に関する法律の「基本計画」の中に示されておりますが、隣保館の設置されてきた経過に基づき、同和問題をはじめとした地域の人権課題を積極的に問題提起して、人権問題の具体的な解決を訴えていくために、(財)人権教育啓発推進センターや府県段階における人権センターとの事業を通じた連携が、上記①とも関わって重要となっています。

各府県や各地域単位の人権センターや、「福祉と人権のまちづくり」の諸団体との情報のリンク化について、年次計画を持ってすすめる必要があります。

## (2) **研修事業の再編・強化 ー研修組織運営の見直しの必要性ー**

### ① 協働の研修会への移行を検討する

全隣協では、各種研修会の実施やホームページの開設をおこなっていますが、組織内だけでなく、隣保館事業を通じて蓄積してきた成果を、対外的にも発信・研修等を行なうことによって、これからの「福祉で人権のまちづくり」を進めようとする団体・機関との連携を図ることが求められています。

それらの活動をおこなっていくためにも、隣保館職員の一層の意識向上・自己研鑽が求められると共に、地域のキーパーソン（問題提起できる人材育成、考える隣保館事業を共に担える人材）との連携や研修を、今後より一層すすめることが重要となっています。

### ② 人材育成に重点を置いた研修会の立上げ

このような活動を通じて、全隣協の活動が、地域の隣保館関係者や関係諸機関から信頼を受け、必要とされている任務を果たすことにつながると言えます。そのためには、これまで基本的に組織内に限られていた研修を、開かれた研修方式に改め、全隣協においても、「人材育成」機関としての機能を高める必要があります。

また、隣保館関係者だけでなく、人権のまちづくりを共にすすめる人々とのネットワークを通じた研修方式を生み出すためには、これまでの研修会システムの検討を行うことが求められます。

### ③ 研修システムの見直し

研修システムの見直しについては、実施場所や参加規模・財政などの今後の見通しを考慮して、研修内容の再構成と、開催地の事務軽減や交通の便を考慮した対応が必要とされています。

なお、これらについては、全隣協での組織的な検討が必要となってきます。これまで組織内で行なってきた研修事業を、組織外の関係組織とも共同で開催できるような形態への移行も視野に入れることから、関係機関や団体への働きかけも必要となる事柄であります。

#### ④ 研修スタイルの見直し

また、最近では、全国規模やブロック単位で開催される研修会への参加において、旅費関係等が制限されてきており、参加の面で言えば、府県単位での研修の開催が現実的なものとなってきています。今後もその方向は変わることがないため、全国やブロック単位の研修との役割の分担が求められます。

全国規模の研修の調整・再編と、専門的な技能習得に力点を置いた研修に移行して、その下で府県単位の研修をより幅の広い地域活動との連携の下で開催するような検討が必要です。

ブロック単位での研修会や学習会については、現在の5ブロック制から、東西2ヶ所の開催で（2回程度一場所や時期を考慮して）行なうような方法も検討をしてはどうかと考えます。（このことは、研修実行委員会の組織編成にも影響してきます）

### (3) 隣保館事業の広域的な還元－(仮)「隣保館事業士」認定研修の実施

現在は、大きな時代変革・制度変革の時期にあり、これまでおこなわれてきた諸事業が廃止されたり新しく生み直されてきている中で、隣保館も漫然と時代の流れの中で漂うのではなく、これまでの隣保事業を通じて培ってきた力を、これからの新しいまちづくりに還元していく新たな出番が到来しています。

このことは、全隣協としてこれまでも組織内で問題提起してきたところでありますが、昨今の諸団体で進められている諸事業を参考に、大胆に(仮)「隣保館事業士」認定研修等の実施を検討すべき時期であります。

具体的には、次のような参考となる研修があります。

1つは全国社会福祉協議会が実施する【協働による福祉のまちづくり推進モデル研修】で、2泊3日で合計16時間の研修をとおして、「地域課題の発見」「ワークショップの進め方」「課題解決に取り組む協働活動の進め方」などを講義や演習、事例研究、グループ討議などで構成されています。そして、上記研修を受けたメンバーによって、委託モデル事業を地域で実施（半年程度）して、取組を広げるようにしています。 資料⑦

2つめは、大阪府が実施している【大阪府コミュニティソーシャルワーカー（CSW）養成研修】では、地域福祉活動の推進役としてのノウハウを学ぶために、社会福祉主事認定講習会を受けた人や、現有資格者（介護支援専門員、社会福祉士、保健師など）、若しくはソーシャルワーク業務5年以上の経験者を対象に、99時間の必修講習（現有資格の違いでさらに必要な講習があります）でCSWの技能習得をめざしています。この研修受講者を核に、市町村単位でのCSWの配置が進められており、隣保館にも配置されている館もあります。 資料⑧

3つめは、(財)児童健全育成推進財団による認定資格研修会で、「児童厚生二級指導員」「児童厚生一級指導員」「(放課後)児童健全育成指導員」などの資格認定研修会が、全国4会場(東西地域で設定)で開催(各100名程度、3泊4日)されています。資料⑨

その他に、人権文化の推進や地域福祉に寄与する人材育成を共にすすめるための取組として次の取組等があります。

- \* 「人権文化を育てる会」のシンポジウム等の研修会
- \* ソーシャルインクルージョン推進会議
- \* CSR(企業の社会的貢献事業)などの活動

以上のような諸取組との連携を通じて、全隣協が地域の人権課題を踏まえた「人権ソーシャルワーカー」の育成をおこなう認定制度としての研修の実施に向けて年次計画の作成、関係団体の協力体制づくりを進めることも考えられます。

そしてその成果は、例えば隣保館が現行の公設置公営から新しい「公」による運営への移行において、指定管理者制度の導入がおこなわれる場合、館の事業推進に求められる能力を持った職員配置をするため、この「(仮)隣保館事業士」の認定研修を受講した職員を配置するような位置づけを確認するように働きかけていくことで、「(仮)隣保館事業士」の配置が一定程度可能になると考えます。

また、そのような人達を中心となって、地域福祉の取組についてボランティアやNPO組織などで自主的に進めてもらうと共に、自治体によっては指定管理者の「受け皿」、組織づくりにつながるような地域での取組も期待されます。

#### (4) 全隣協の法人化についての検討

以上のような活動を一層進めやすくするために、全隣協が法人格を取得することや、具体的に組織内外の事業展開を進める上で、考慮すべき組織検討について述べます。

##### ① 前史

全隣協では、1996(平成8)年通常総会で法人化について検討を加えることとして、1999(平成11)年3月に当時の中尾顧問(現全隣協会長)より、「全国隣保館連絡協議会の法人化について(報告)」(1999年3月3日、以後【報告書】とする)を受け、当時としては「全隣協の公益法人(社団)化は見送りが妥当」との結論となりました。

その理由については、結論部分にその根拠として5点に整理されていますが、詳しくは【報告書】を参照ください。資料⑩

##### ② 再検討の理由・背景

このような結論を得て7年が経過した今日、再度「法人化をふくめた今後の全隣協の組織について」を検討することとなった理由には、次のような隣保館を取り巻く諸状況の大きな変化が背景にあります。

ア) 地方自治体における人権・同和行政の基盤的变化

1997(平成9)年隣保館運営が一般施策に移行し、「隣保館設置運営要綱」が改訂され、それを基本に館運営をおこなうことは、現行の全隣協の組織運営でも大きな変化がないと当時判断したものであります。

しかし、2002(平成14)年3月末を以て、「地域改善対策にかかる財政上の特別措置に関する法律」の期限切れを受け、地方自治体の同和行政への対応にバラツキが惹起してきていることに加え、市町村合併にともなう隣保館事業の見直しや、新たに公の施設に指定管理者制度が導入されてきたことなど、今後の隣保館運営や府県隣協、全隣協運営にとっても看過できない状況となってきたこと。

イ) 隣保館事業の新たな役割

2000(平成12)年12月に「社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書が出され、福祉の取組を通じて地域のつながりを創り出すという今後のあらたな地域福祉の方向が提示され、その具体化が求められる状況となりました。

これまで隣保館が地域で行なってきた「福祉と人権のまちづくり」活動などの取組は、まさにその先行した事例であり、今後の地域福祉の実践に向けて、全隣協として隣保館事業の成果を広く社会的に還元する役割が求められていること。

ウ) 全隣協活動の拡大に向けた他機関・組織等との連携

これまでの組織内での研修や、情報誌発行やコンテストの実施などの全隣協活動を対外的に広報する取組をおこなってきました。

さらに、関係する諸機関や諸団体(福祉関係や人権啓発関係機関、まちづくり組織<NPO等>など)との連携の下で、全隣協の組織内外の取組として事業展開をすすめることの必要性が高まってきていること。

エ) 社会・政治状況の変化

「特別法」時代の下で築かれたこれまでの全隣協活動やそのスタイルをそのまま踏襲して事業展開をしているのでは、上記のような急速な社会状況の変化と、そして今日新たに隣保館事業や全隣協に求められる取組に対して、十分に対応できなくなることが想定されること。

更に憲法の規定する基本的人権擁護の具体化として、人権政策の確立が政治課題となってきた状況において、隣保館関係者が地域における人権センターとしてのモデル事例としての役割を一層期待されるものとなってきたこと。

これらは、「特別法」のない時代に隣保館関係の諸先輩が、昼夜を厭わず努力する中で全隣協を結成してきたのと同様に、今日の状況下であらたな方策を積極的に模索する必要性が生まれてきているのです。

上記のことから、これまでの行政施設の協議会組織としての団体性格を踏まえながらも、全隣協事業と対外的活動の可能性について、法人化の是非と関わってどのように模索していくのかが、1999(平成11)年の判断時期とは大きく異

なっている状況にあると判断したわけです。

### ③ 法人化検討の内容と条件づくり（【報告書】で検討項目となった事項）

現状の全隣協の団体性格については、「法人格なき団体」として、「(公益)法人化する途があり、法人格取得の要件を備えているのに、何らかの理由で法人化していない」団体とみなされます。

また、公益法人の設立要件については、①公益性、②非営利性、③社団または財団、④主務官庁の許可が必要です。

上記の法人検討は、これまでの民法 34 条法人を想定して行われたものでありますが、現在、公益法人制度改革が行われており、関連法も国会を通過し、2008(平成 20)年度中に新法が施行されることとなっています。

#### ア) 目的・事業の公益性

目的や事業項目については問題がないが、「事業の幅と対象」が課題であると指摘 ⇒ より幅の広い公益性と広域化が求められる。

\* この点については、隣保館関係の事業や研修のみでなく、「再検討の理由・背景」のウ)で触れた、これまでの隣保館事業を新しく社会的に要請される地域福祉事業や人権啓発事業へ還元することや、地域ネットワークづくり(まちづくり)などの成果をより広く推進する役割を担うことを組織的に確認すること。そして、関係団体【(社)全国社会福祉協議会、(財)人権教育啓発推進センター、(社)部落解放・人権研究所等】との積極的連携を視野に入れることで、さらに公益性を担うことができるようになり、新しい全隣協として踏み出すことができるのではないかと考えられること。

この点については、粗雑との批判を招くかもしれませんが、全隣協組織の現状から考えて、まず公益性のある事業展開を進めていくことによって、その中で必要とされる法人化の体制づくりが後から付いてくる(事業とともに並行して調整していく)と考える方が、自然体ではないかと考えるからです。

#### イ) 名称・組織・会員

全国隣保館連絡協議会は、歴史と伝統のある隣保事業を推進する全国組織として活動を行ってきましたが、隣保館だけでなく福祉と人権のまちづくり等をすすめる組織や個人・研究者との新しいつながりを構築していくためには、全隣協の名称・組織は残すとしても、多くの人々がより親しみやすい愛称やロゴマーク等を考えていくことも今後想定されます。

また、組織・会員についても【報告書】で指摘されていた項目を再度整理して、会員の権利義務を明確にし、入退会・会費・運営・組織等の組織規定も必要であると考えます。定款という形での規約が求められるため、その体制づくりが確認された場合は、早期の策定が必要となります。

#### ウ) 財政規模

財政基盤・会計処理そして役員体制については、この間では大きな変化はしていないため、【報告書】でも基本的に現行制度での移行が想定されてい

ます。

ただ、今日の地方自治体の厳しい財政状況のもとで、現行の会費（府県隣協分担金）については、近々に検討を要する事態が想定されるため、広く意見を聴取して財政規模を確認する必要があります。

#### ④ 法人化に向けた課題

【報告書】が全隣協法人化に向け、「具体的・現実的な問題」として提起した課題は、以下の7点でした。

- 1) 不特定多数を対象とした事業が、継続的にできるのか
- 2) 会費（分担金）以外の補助金等が、期待できるのか
- 3) 収益的事業が、どの程度予測できるのか
- 4) 法人化によって、実質的な組織（役員・事務局体制をはじめ）の強化ができるのか
- 5) 主務官庁の指導・監督への対応（事務処理・会計処理）
- 6) 税の優遇措置は効果的かどうか
- 7) 国・府県・市町村が、全隣協活動をどこまで求めているのか

このような想定をしたのは、現行の隣保館運営が基本的には継承・継続されることを前提としており、現行以上の活動を全隣協が行なうために組織体制を法人化することによって隣保館運営を整備し、安定した組織運営を行なうことができるようになることを考慮しての課題設定であります。

しかし今日、隣保館の運営補助金の一般財源化への移行が、論議だけでなく具体的に俎上に載ってきていることや、補助金が一般財源化された場合に、急速に指定管理者制度による館運営への移行が現実化することも予想される中で、人権・同和問題の解決に資する施設としての隣保館や類似の関係施設（教育集会所・児童館・老人憩いの家・生活館等）や、福祉と人権のまちづくりをすすめる諸団体とのネットワークを図り、その受け皿としての新たな全隣協組織について、全隣協が軸となってネットワークを整備することが求められていると考えます。

従ってその組織は、当然に隣保館だけで構成されている現行の全隣協活動だけではカバーしきれない活動を担うことが求められるようになります。一方、そのような組織づくりができなければ、現行の隣保館の連絡協議会である全隣協も、その組織活動には自ずと限界が出てくることは早晩間違いはないといえます。

また、その組織が担う具体的な事業としては、

- ①ネットワークによる情報交換、情報発信
- ②自立支援、地域福祉、人権啓発を柱としたまちづくり事業
- ③人材育成のための研修会・講座事業
- ④講師派遣事業
- ⑤(仮)隣保事業士養成事業

などの取組が想定されます。

これらの事業を担うのは、現行の全隣協だけでは当然限界があり、運営においてもさまざまな制約を持っています。それでは、直ぐにそのための法人格を持った組織で運営することとなるかと云えば、その論議はこれから進めることとなります。

上記の事業を実施する組織は、全隣協をはじめとする関係諸団体の連絡組織において実施することも可能であるし、その中で活動を充実強化させていくことも当面は必要であると考えられます。

このように、全隣協法人化の是非は、全隣協が直ぐに法人組織に移行措置を採るというものではなく、最終的には新組織に移行する可能性を想定して、上記事業の運営組織（基本的には全隣協が担い、関係諸機関との共同運営方式が想定される）との数年間の共存状態の下で、現在の全隣協の組織運営を大幅に見直す論議を組織内で先行することが必要ではないかと考えます。

前述の公益法人制度改革の下では、法人設立について大幅な簡素化が図られ、一般的な非営利法人と公益認定法人とに分類されています。そして公益認定法人となるには、「公益的事業（不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業）を行う法人を、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が認定することと規定されており、公益的事業の内容の基本は、現行諸法律の目的を踏まえて定め、その具体的措置等は検討中とされています。詳しくは、内閣官房行政改革推進事務局のホームページで「公益法人制度改革」を参照ください。

また今日は、人権侵害救済に向けた法制定が進められる時期でもあり、併せて人権政策について、地方分権の中で国と地方自治体がどのように連携と役割分担を担うことになるのかを検討する時期でもあります。

隣保館は、自治体が設置した公の施設ですが、指定管理者制度などの導入も想定される中、それをどのように管理運営するかについては「新たな公」での地域における「人権＝福祉（まちづくり）の拠点施設」としての方向性を考慮した運営が「展望」されてくることとなります。そして、そのナショナルセンターである全隣協についても、その状況に見合った組織整備の必要性が生起してくると想定されるのです。

## おわりに

今回の「あしたの隣保館検討委員会」は、全国人権同和行政促進協議会や人権政策の確立を求める連絡会議（人権会議）の構成団体、そして学識者、更にオブザーバーとして厚生労働省と（財）人権教育啓発推進センターの参加を得て、全隣協各ブロックから5名の委員の参画の下に、今後の隣保館の方向性を論議し、一定の共通理解を深めることができたと考えています。

上記の関係組織に対しては、今後の隣保館事業に対して引き続き温かい理解と支援をお願いすると共に、館活動の活性化に向けた具体的な一歩を希望しています。

最後に、全隣協段階での「あしたの隣保館」の検討と共に、隣保館設置主体である市町村やその支援にあたる府県の組織体制の中にこそ、あしたの隣保館の役割・機能の明確な位置づけが重要であります。

# 参 考 資 料

## 資料① あしたの隣保館検討委員会設置要綱

### 「あしたの隣保館検討委員会」設置要綱

#### 1. 趣 旨

1971年（昭和46）2月に全隣協が結成され、本年度で36年目を迎える。この間、同和問題の完全解決をはじめ、「福祉と人権のまちづくり」に向けた全隣協の取組は、内外ともに一定の評価を得るとともに、今後さらなる飛躍が期待されているところである。

一方、「特別法」失効に相前後して、市町村合併や三位一体の改革の推進、公的施設の指定管理者制度の導入をはじめ行政改革の急激な流れは、今後の隣保館活動や全隣協組織そのものを左右しかねない状況に至っている。

この難局を乗り越え展望を見出すには、特別対策時代を前提とした隣保館活動や全隣協の組織運営から、現状を直視し将来を展望した視点で、今後のあり方を検討していくことが緊急の課題である。

以上の認識に立ち、会長の私的諮問機関として、全隣協関係者をはじめ、隣保館行政に深く関わりのある各界から検討委員を招聘し、「あしたの隣保館検討委員会」を設置する。

#### 2. 検討の内容

##### 【主要検討課題】

- ① 隣保館活動の活性化に向けた諸方策
- ② 隣保館活動のナショナルセンターとしての全隣協の役割（法人化の是非）

##### 【関連検討課題】

- ・ 財政基盤安定の諸方策
- ・ 全隣協主催、厚生労働省・関係府県後援の研修システムの再構築
- ・ 指定管理者制度の具体的方策など

#### 3. 構 成

- (1) 全国人権同和行政促進協議会又は隣保館所管府県 1名
- (2) 人権政策の確立を求める連絡会議 2名
- (3) 学識者 1名
- (4) 全隣協 6名（各ブロック代表5名・顧問）
- (5) 厚生労働省（オブザーバー） 1名 ・ ゲストスピーカー（個別に出席を要請）

#### 4. 運 営

- (1) 会議は全隣協会長が招集する。
- (2) 座長は全隣協顧問が務める。
- (3) 事務は全隣協事務局が行う。

#### 5. 設置期間と開催予定回数

2006年7月～2006年11月の期間に概ね5回

「あしたの隣保館検討委員会」委員

	所 属	役職等	名 前
関係行政	奈良県生活環境部人権施策課 (全国人権同和行政促進協議会)	課長	中川 利雄
関係団体	人権文化を育てる会	事務局長	水口 好久
	部落解放同盟中央本部	中央生活 対策委員	大北 規句雄
学 識 者	帝塚山大学大学院法政策研究科	教授	中川 幾郎
全 隣 協 B 代 表	長野県木島平村人権推進室	東日本 B	土屋 伸二郎
	財団法人 滋賀県人権センター	近畿 B	丸本 千悟
	広島県福山市人権推進課	中国 B	川崎 正明
	高知県高知市海老川市民会館	四国 B	田中 静壹
	福岡県福岡市堅粕人権のまちづくり館	九州 B	原口 孝博
オブザーバー	厚生労働省社会・援護局地域福祉課	課長補佐	島村 力夫
ゲストスピーカー	財団法人 人権教育啓発推進センター	業務課長	佐藤 誠
座 長	全国隣保館連絡協議会	顧問	楠木 克弘

敬称略

- 資料② 「隣保館運営事業実態調査報告書」(2004年3月 厚生労働省) 参照  
「全国隣保館実態調査報告書並びに提言」(2005年7月 全隣協) 参照  
「市町村合併等アンケート調査報告書」(2006年9月 全隣協) 参照

資料③ 第36回全隣協通常総会(2006年度事業計画) 資料より抜粋

(1) 地域の実態と課題の把握

2002(平成14)年3月末の「地対財特法」失効から4年が経過しました。5年間(1997～2001年度)の「最終法」延長を提言した地域改善対策協議会は、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実

施していく主体的な姿勢が求められる。」と意見具申をしています。また、「同和問題は過去の問題でない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。」と位置づけています。

しかし、この「意見具申」が指摘した人権・同和行政の方向付けにもかかわらず、地方自治体の財政状況の悪化、市町村合併、三位一体の改革などを理由に、取組みが大きく後退しかねない状況が生まれつつあります。隣保館においては、職員の減員、事業予算の縮小がおこなわれようとしており、一部では休館・廃館、整理統合がおこなわれてきています。

#### ① 隣保館の実態把握

このような中で、国における総合的な地域の実態把握は1993(平成5)年の全国同和地区実態調査以来おこなわれず、2004(平成16)年に厚生労働省が実施した「隣保館運営事業実態調査」が唯一のものであり、あとは自治体がおこなう個別の実態調査が、地域の実情を把握する資料となっています。

一方、全隣協がおこなった「2004年度全国隣保館実態把握アンケート調査」の結果を見ると、館事業の周辺地域や当該自治体全体と対象とした事業展開など面的な広がりには進んでいるものの、地域に密着した継続的相談援助事業や地域福祉活動の取組み、まちづくりの活動の推進などで取組みを進めていかねばならない課題が多く見られます。このため、隣保館事業全体を通じてさまざまな地域実態とニーズの把握に努めるとともに、館(職員)と地元(住民)の一層の連携に基づく実態把握が必要となっています。

#### ② 地域の実態

景気は良くなってきたといわれながらも、地方経済は回復の状況が見られず格差はますます広がり、地域では失業者や不安定就労者の増大など、中高年及び若年齢層の生活自立にさまざまな課題を残しています。生活保護世帯の状況も、高齢者を中心に長期の受給状態は変わらないままで、増加傾向が一部にみられます。

また、都市部においては、地域コミュニティ再生の新たな課題も生まれています。一方、農山村部では、青年層が職場や生活の場を求めて外へ出て行く傾向が依然として続いており、人口減少にともない地域活力の減退傾向がますます顕著になってきています。

さらに昨年、社会問題としてクローズアップされたアスベスト問題は、30年以前の地域の就労実態を考えると、潜在的な被害者が数多く存在する可能性は高く、現に、相談事業の中でケース対応をおこなったとの実践報告もあります。本年2月3日には、「アスベスト救済法」が成立し、労災の対象にならない被害者の救済が可能になりましたが、この施策が「地域を素通りする」ことのないよう、きめ細かい対応が求められます。

#### ③ さまざまな人権課題

差別落書きや差別ハガキ、インターネット上の差別書き込みといった差別事象の発生は後を絶たない現状です。しかも、昨年、行政書士による戸籍謄本等の不正取得が広範囲でおこなわれていたことが明らかになり、その後、興信所での新たな「部落地名総鑑」の存在も判明するなど、これまで長年にわたり取

り組みられてきた差別撤廃・人権擁護の取組みに逆流する悪質な差別事件も起こっています。

同時に、高齢者や子ども、女性、障害者、外国人、ハンセン病回復者などに対するさまざまな人権侵害が社会問題となっています。これらは生活の場である地域社会で起きており、「福祉と人権のまちづくり」を目指すコミュニティセンターである隣保館の一層の役割が求められます。

## (2) 市町村合併と三位一体の改革、指定管理者制度について

市町村合併により、2000(平成12)年4月1日には3,299の自治体が、2006(平成18)年4月1日では1,820となりました。合併は窮迫する財政の建て直しと行政改革推進の下に行政のスリム化を目指しておこなわれますが、新自治体移行後における組織機構や事業の見直しが一層進みます。同和行政も、同和対策特別措置法失効を機に一層の縮小・廃止が進められており、隣保館も例外ではありません。

### ① 隣保館の現状

全隣協がおこなった2003(平成15)年度での調査では、合併後の隣保館の位置づけが、「現時点ではわからない」が、181館(43.5%)にのぼっていました。その後、合併による廃止は見られないものの、隣保館の統合や事業の縮小、人員削減などによる問題は、多くの隣保館の共通する現実となっています。これは、新しい自治体における隣保館の役割等が十分に確認、浸透されていない結果の反映といえ、引き続き隣保館を目指す「福祉と人権のまちづくり」の拠点施設としての役割について、実践を通して訴えていくことが必要です。

### ② 隣保館関係補助金

三位一体の改革は、その理念と地方の期待とは裏腹に、地方交付税の見直しなどにより地方自治体の財政基盤がより悪化するという不安が指摘されています。一方、国庫補助負担金の廃止については、2006(平成18)年度を最終とする第1期改革が終了し、隣保館関係補助金は存続の運びとなりました。今後引き続き、2007(平成19)年度以降の第2期改革について国と地方の協議が始まります。依然として部落差別が現存する今日において、隣保館は人権に関わる相談事業や啓発事業等を通じて、その解決に向けた取組みを積極的に実施していく必要があります。特に、隣保館については、地域により偏在があるため、その取組みは全国一律に取り扱うものでなく、必要とされる地域にはより積極的に事業が推進していけるように、政策的に誘導していく必要があります。全隣協は、第2期改革においても隣保館関係補助金が存続されるよう関係方面に組織をあげて強力な働きかけをおこないます。

### ③ 指定管理者制度の導入

2003(平成15)年6月に地方自治法の一部改正に伴い、「公の施設」の管理・運営が従来の管理委託制度に代わり指定管理者制度が導入されました。「公の施設」とは、地方自治法で「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」とされ、保育所、児童館、体育館、図書館、市民会館、福祉施設、病院などの施設を指し、隣保館も社会福祉施設として、その対象となり

ます。現在、厚生労働省は、「国の隣保館設置運営要綱があるもとでは指定管理者制度になじまない」としていますが、全隣協では指定管理者制度についての調査研究、学習討議を深めるとともに、人権・同和問題の解決の拠点である隣保館の設置目的をさらに明確にし、具体的な指針を示すことが急務であると考えます。

2006(平成18)年年4月から、全国に先駆けて大阪市内の人権文化センター(13施設)が、指定管理者制度のもとで管理運営がされることになりました。隣保館の設置目的が損なわれることのないよう、指定管理者募集要綱や指定団体の選考委員会で、どのような経緯で制度の移行が進んだのかについても検討し、今後の対応を図ることとします。

- 資料④ 「第42回全国館長研修会での炭谷茂氏記念講演」(2006年1月 情報誌特別号) 参照
- 資料⑤ 「実態調査の必要性ー「法」期限後の隣保館活動への期待」(2006年7月全隣協) 参照
- 資料⑥ 「指定管理者制度と隣保館」(2007年5月発行予定 全隣協) 参照
- 資料⑦ 「協働による福祉のまちづくり推進モデル研修」(2004年10月全社協) 参照
- 資料⑧ 「大阪府コミュニティソーシャルワーカー養成研修」(2006年度 大阪府) 参照
- 資料⑨ 「全国児童厚生員等指導者養成研修会」(2006年度 児童健全育成推進財団) 参照
- 資料⑩ 「全国隣保館連絡協議会の法人化について(報告)」(1999年3月) 参照